

報道関係者 各位

令和 7 年 7 月 2 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部賃金室

室 長 佐 藤 博 幸

賃金指導官 我 妻 一 広

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 1 回）の開催について

秋田労働局（局長 山本博之）は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第 2 条に基づき、第 1 回秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県最低賃金の改正決定の諮問などを予定しています。

記

1 日 時 令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 1 時 30 分から

2 場 所 秋田合同庁舎 第 1 会議室（5 階）秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号

3 議 題

- （1） 会長及び会長代理の選出について
- （2） 令和 7 年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- （3） 令和 7 年度審議方針について
- （4） 令和 7 年度審議日程について
- （5） その他

4 傍聴等申込要領及び注意事項

- （1） 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号及び所属を明記の上、下記の宛先まで電子メールにてお申し込みください。

※締切：令和 7 年 7 月 9 日（水）17 時必着

秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内）

E-mail：chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp（@以下はエム、エイチ、エル、ダブルユ〜）

- （2） 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、個別に御連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。）
- （3） カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。